

# 関西労災職業病No.45

関西労働者安全センター

1978. 1. 30  
1977. 2. 4 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円

も く じ

- 緊争アピール ..... 1→2
  - 職業病の枠を更に狭める労基法施行規則第35条の改悪を許すな
- 関西研究者交流会 第6回例会 ..... 3
- 第2回人民医療に学ぶ会のお知らせ ..... 4
- 春季フィールド合宿の案内 ..... 3→4
- 78年の闘いに向けて ..... 5→21
  - 新年号特別企画
  - 全港湾関西地本労職対 ● 合化労連関西地協 ● 大阪労金労組
  - 京滋じん肺患者同盟 ● 全金三豊工業支部 他多数
- ニュース (前線から) ..... 22→25
- ぶつとばせ改悪労災保険法 ..... 26→27
- 77年10月・11月会計報告 ..... 28

# 緊急 アピール

## 職業病の枠を更に狭める

## 労働基準法施行規則ヲ35条

## の改悪を許すな

職業病の範囲に枠をはめようとする動きがすすんでいる。いわゆる線引きだ。

職業病の範囲は労働基準法施行規則ヲ35条に定められている。このヲ35条の改正案が現在中央労働基準審議会で審議されている。その内容は、(資料)があり、まずので請求して下さい。これまで38項目しかなかったのを、今回一挙に約20の項目を増やそうというものだ。

**「職業病の症状に  
枠はありえない」**

「項目が増えるんだから範囲が広がるんちゃうかし」と言われそうだが、もう少し気をつけ

て見てみると、現行はどの項目にも「その他の疾病」とか「続発症」とある病気が原因で更なる他の病気が出てくること」という表現がしてあるが、今回の改正案にはそれが全然ない。つまり、これこそが職業病に枠をはめようとしている証拠である。労働省はこれに対し「今まではいまいちな表現でわかりにくかったが、それをさらに限定すれば認定しやすくなる」と言っている。が、我々はそんな甘い言葉にだまされない。なぜなら、現場における仕事は多種多様であり、その結果としての職業病もその症状は多種多様であって決して限定できるものではない事を知っているからだ。つまり、労働省の本音は「職業病

の見本みたいなものしか認定しない」というところにあるのだ。

**現場監督署の  
裁量権を奪う改悪案**

そして、何よりも恐ろしいのは、これによって現場の監督署は裁量権がなくなってしまうことだ。つまり、中央で作った型枠を各監督署に配備して、監督署はこの型枠にはいるかはいらないかという機械的な仕事しかやれないのだ。

ここ数年、京阪神の監督署に対する中央の監察が厳しくなっている。労働省は「京阪神の監督署はとんでもないのまで職業病認定してしまふ。それも労働者の圧力に屈して」と歯きしりしているからだ。たとえは住電の高松さんの認定が住友独占に与えた打撃は大きい。我々は、「即ちば道は開ける」事を実践してきたが、今や資本の手先

なりさがった労働省は「斗つても道は開けない」ようにしようとしているのだ。大阪労基局の弾圧路線の口火をきった原次長（元）がその功績を買われて本省へ振擡されたのもそのひとつだ。

## 今回の改悪は行政マツシヨ化の一環

今回の改正を我々は、一昨年の労災法改悪、昨年の労安法改悪、今年の産業医大南校と続く一連の労災斗争弾圧路線と見抜かねなければならぬ。その路線を貫くための中央統制「ファツシヨ化」と見抜かねばならぬ。昨年未・症状照会を拒否している被災者を弾圧したやり方は、地方の労基局、監督署の事情を無視した「ファツシヨ化」であつた。すでに「ファツシヨ化」は着々とすすんでいゝのだ。

**充分な議論抜きで強行？  
緊急に現場からの  
反対の声を！！**

さて、こうした悪い意図をもつた改正案が現在、中央労働基準審議会で審議中なのだ。それも2月1日の審議会で可決、4月1日施行を労働省はもくろんでいる。

一昨年5月に労働省は御用医者を集めて「職業病の範囲に關する検討小委員会」を作り、秘密のうちに原案作りをすすめてきた。そして、昨年7月、小委員会は原案をまとめ労働省へ提出した。これをうけて労働省は改正案を作成し、昨年11月、中央労働基準審議会に提起した。この経過からわかる様に、原案かくりは全く秘密裡に、産業衛生学会も、労働者もつんぼさじきにおいて行われた。これだけでも労働省のやましさがわか

る。情勢は急を要している。現場から反対の声をあげ、何としてこの悪企みを阻止しよう。

**東京では改悪反対  
の集會が開かれる**

東京でも1月27日、「職業病の範囲をせざる労基則35条改悪に反対する連絡会議」主催の緊急学習集會が開かれた。産業界、衛生学会の一員でもある小木氏がこの改悪案について具体例を交えながら向題点（前述と同様）を指摘された。集會参加者で決議を採択し、各審議委員に送ることを確認した。が、政府側は2月1日の中基審での可決をもちろんでいゝ状況でもあり、各審議委員への働きかけはむしろ今後予定されていゝ公聴会などへの対応も検討も必要だ。

# ▼関西研究者交流会が6回例会▲

## 職場環境調査をテーマに

今回は職場環境調査をテーマにして、測定経験の話と、作業環境測定法の向題点について討論しました。

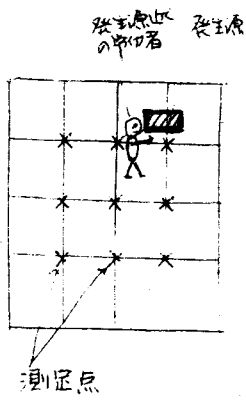
現在、有害物質を扱っている職場では、その作業の環境測定をすることが法律によって義務づけられています。実際に測定すると、ひどいところが多く、許容濃度をはるかにこえます。しかも、そのような結果が出て、経営者は利益にならない限り、装置の改善をしないことが報告されました。

また、法律に定められた測定法には、次の向題点があることが確認されました。つまり、下の図のような×印の地点で測定して、平均するために、発生源の近くにいた労働者が実際に吸っ

ている空気の有害物濃度よりずっと低い値となることです。実際にある造船所では、会社が粉じん調査を行い安全だと宣伝しました。測定地点が発生源から離れていました。そこで組合側が労働者の鼻の位置で測定したら、会社の測定値の10〜100倍の値となったことが紹介されました。

さらに、定期的な環境測定を我々と組合の協力でやればよいのだが、という意見もあり、約2時間の交流を終わりました。

本文説明中の法律による測定法



# フィールド学習会に参加しよう

主催・関西労働者安全センター・健診部  
・南大阪労働者診療所

学友の皆さん、学習値上を始めとし、日々頑張っていらっしゃると思います。私達関西労働者安全センター健診部は南大阪の地で労働者と共に自主健診活動を行ってきました。

円高・不況下でそのしめ寄せは一層労働者に転化されていきます。労働者は合理化・破産攻撃の中でも困結し、ひるまずに闘っています。

私達は生命と健康を守る闘いを軸に、労働者と共に困結し闘おうとしています。そして、私達は学友諸君と共に現在の厳しい状況について語り、学習したい

# 第2回 人民医療に学ぶ会 のお知らせ

昨年11月23日のオ一回に引き続き、左記の要領でオ二回人民医療に学ぶ会を南さます。前回は準備・時間不足等のため、参加者の発言や交流の機会を作れず不十分だったことを反省して

この会の目的として、オ一には戦前の無産者医療運動・戦後の民医連運動、更には青医連・全共斗運動と人民医療の視点から、各時代の医療戦線の主流を形成してきた斗いの経験に学ぶと共にそれらの不十分点、内題点を明らかにすること。

**日時** 2月11日(土) 午後1時〜6時 (7時半〜11時希望者のみによる交流会)

**場所** 南大阪労働者診療所 (松浦診療所)  
\* 宿泊希望者は2月8日まで、費用は貸フロン代実費のみ  
\* 大阪市港區弁天2丁目1-30 TEL. 574-8010

**テーマ** ① 無産者医療運動に学ぶー戦前の階級斗争の歴史について(3)  
テキストとして、市川正一著「日本共産党小史」を使用するので一読しておいて下さい

- ② 南大阪労働者針灸習会の史跡に学ぶ
- ③ 交流会

オ二に、現在各地で斗われいている労働者人民の命と健康を守る斗いの実情についてオ一線に斗っている人々からの提起を受けることオろに、こららの労働者人民の斗いの中での医療戦線の任務は何なのかを、具体的な斗いの経験を通じて明らかにしていくこと。

以上主として3つの目標を私達は設定しました。今後一年余に亘って、2ヶ月に一度のペースで地道な学習活動を続け、我々医療戦線の任務と行動綱領を明らかにするつもりです。

## 春期

と思っ、ています。多くの学友諸君の参加を期待しています。

- 期間 3月20日〜4月8日
- 宿泊 港湾福祉センター
- 費用 無料
- 学習テーマ(予定)

- ▽ 人民医療の歴史 (堀口恒次氏)
- ▽ 日本の革命運動史 (堀江氏・上田氏)
- ▽ 南大阪の労働運動史 (全金田中機織支部 土和田氏) (全港湾大阪支部 華川氏)
- ▽ 自主健診活動の歴史 (労働研)
- ▽ 関西労働者安全センターの歴史 (安全センター常任)
- ▽ 南大阪労働者診療所のあゆみ (診療所運営委員会)
- ▽ その他
- 健診活動及び共同作業
- 公害・薬害・食品運動をはじめとする人々との交流

連絡向い合おせは、安全センター 河合まで

# 新年号特別企画

# 七六年の闘いに向けて

関西労働者安全センターが設立されて5年が経過し、その間生命と健康を守る闘いは大きく前進し、運動の大衆化に従ってその形態も闘いの戦術も極めて多様なものとなつてきています。我々をとりまゝの状況が厳しいものであるだけに我々もつと貪欲にそれぞれの闘いの経験と教訓を学ぶべきだと思

います。センターからの要請に応えて全国各地から多くの報告をお寄せ頂き本当にうれしく思っています。尚、原稿をせきたてながら、紙面の関係で全部を掲載できなかったことをお詫びすると共に、次号には今回掲載できなかった関西以外の分につき特集することを予定していただきますので御了承下さい。(編集部)

## 北摂の地域と職場に命を守る闘いの拠点を

●北摂地区評 労災職業病対策会 事務局長 豊田正孝

私どもの今年の抱負は、北摂の地域と職場の中に命を守る闘いの拠点をいかに築き上げるかに尽きます。国労大阪新幹線支部の取組では、昨年一年

向に三名の仲間が殺されました。一人の仲間は列車に身を投じての自殺、二人の仲間は新幹線のスノコのモロのスリッドにまきこまれ、人としての原型をどめぬ肉塊と化して検屍の警官すら顔色のない殺され方でした。

この国労の現状こそ労働者階級総体の今日の姿であり、明日の姿でありましょう。支配階級が永久不況下の危機突破策は「戦争待望論」(新日鉄の楢山会長談)であり、国内統治の最大の政策は「取組における労働関係の正常化」であることは周知の通りであります。「石炭より石油へ」と「エネルギー産業再編成」は三十五万人の炭鉱労働者を二万人にしましませ。この産業再編成は今、全産業に及ぼうとしていきます。例えは造船資本は全国三十六万人の労働者のうち、十万人を合理化しようとしていきます。

この途筋こそは、正に「去るも地獄、残るも地獄」の三池炭鉱の再成でありましょう。三池大斗争の敗北後十

五年間に、三池のみで六一名の仲間が殺され、命を守る権利斗争の重要さは改めて申し上げるまでもありません。ゼニ、カネの多寡のみで斗いの評価を下す時代はすぎ去ったと思ひます。

労働者が斗って斗って社会変革のための

# 昭和電極裁判斗争の勝利に向けて

## ● 合化労連関西地域

長びくインフレと不況は、一層深刻化すると共に、労働者・勤労者階層への生活・雇用の不安を増大している。一方、取壊環境は悪化し、人べらしによる労働強化、配転などで

新たな労働災害の発生も十分に予想されるところである。このように労働者の生きる権利は大きく侵害されようとしていくなかで、我々の七八香斗への取りくみは、生命を守り、

の集団と化すことこそ最重要な階級的課題であり、まいますか。労働者階級による労働争闘は必ずやこの階級形成、思想形成の重要な要となりましよう。

斗いあるのみであります。

生活を確保するための最大限の力を結集して斗わねばならない。合化関西にあつては昭和四十九年以降、化学労働者の生命と健康を守るため、昭和電極労働者の労働争闘を起し三か年を経過したが、いよいよこれ

からが最後の仕上げと

# 今こそ労働争闘病発生を許さない闘いを

## ● 大阪労金労組書記長 中江南海雄

過剰雇用二四一万人（日経新聞78・1・24）といわれ、今や人減らし合理化の嵐はとどまるところなく配転出向・一時帰休・希望退職・人員整理・倒産と進行しています。労働者側の雇用確保の

なるので、合化関西としても今年秋の勝利判決に向け最善を尽くすべく、弁護団・原告団による一層の固い団結で昭和電極資本の責任を徹底追及していく決意でいるので、読者の皆さん方のご理解と御協力をお願いしたい。

を使い出していきます。  
 この大合理化の嵐の中  
 中で、今まで以上に労働  
 災取業病で苦しめられ  
 る状況が生み出されて  
 いると思われれます。雇  
 用確保の斗いは労働者  
 階級の一級の課題です  
 が、この状況の中にお  
 いてこそ、労働取業病  
 の発生を許さない斗い  
 がより強く求められ  
 ていると考えます。  
 私達労働金庫という  
 取場において、も「預着  
 腕障害」という、事務  
 労働者に顕著に現れて  
 きた取業病に悩まされ  
 その発生源を断ち切る  
 うと努力を重ねてきま  
 した。しかし、私達の  
 取組みは未だ緒につい  
 たところであり、安全  
 センターや南大阪労働  
 者診療所の指導と援助  
 を得ながら進めてきた  
 のが現状です。

今後とも、地域の組  
 織、未組織の労働者と  
 の連帯を通して、労働  
 取業病斗争の発展をか  
 ち取って行くよう努力  
 を重ねたいと考えてい  
 ます。

## 旧廃止鉦山のマンガン中毒・じん肺 の被災者掘り起しを更に進めよう

### ● 京滋じん肺患者同盟

一昨年十一月に京都  
 労働局が実施した、旧  
 廃止鉦山労働者を対象  
 にしたマンガン中毒・  
 じん肺健診も、昨秋  
 によりやく報告書がで  
 き上り一段落つきまし  
 た。全国でも初めての  
 ケースといわれ、この  
 健診が実施できたのも  
 地域の労働者の支援を  
 はじめとして、保健婦  
 医師などの専門家の献  
 身的な協力のおかげと  
 感謝しております。  
 しかし、一段落つい

たとはいえず、決して終  
 わつたわけではありま  
 せん。健診から一年以  
 上も経つた現在でも、  
 かつての同僚からの面  
 き伝えなどで受診希望  
 者が相次いでおります。  
 というのは、日吉町の  
 場合は町当局、とりわ  
 け吉田保健婦さんと藤  
 岡医師と同盟日吉町支  
 部が一体となつて患者  
 の掘りおこしをやつた  
 おかげでほとんどどの人  
 が受診できましたが、  
 他ではそういうわけに

はいきませんでした。

## 美山町、説明会の 開催を決定

### 南催を決定

そこで現在、同盟は  
 労働局に対して健診の  
 継続を要望すると共に  
 各市町当局に対して結  
 核患者の洗い直しなど  
 を要請しております。  
 しかし、各市町当局の  
 腰はなかなか重いよう  
 です。そんな中にあつ  
 て、美山町は腰をあげ  
 来る1月27日に、元鉦  
 山労働者を対象に説明  
 会を開催することにな  
 りました。

京都府北桑田郡美山  
 町は府下で最も鉦山の  
 多かつたところで、日  
 吉町と比べて倍ほども  
 あつたところと見えます。  
 日吉町でマンガン中毒8  
 人、じん肺34人の認定  
 患者をはじめ、百名の



要經過観察者がいることを考えると、美山町では更に多いだろうと予想されます。昨年の7月には美山町支那が結成され、独自に患者の掘り起しをやつてきました。役員が重症で倒れ、活動が停止状態になつていただけに町当局が腰をあげることには大きな喜びです。掘り起された患者の救

済は大変なことです。結核として扱われたいるじん肺患者や、自律神経失調症などとさかているマンガン中毒患者の病苦と、生活苦を思うと、何とかしなければとフアイトがわいてきます。何卒、今後とも温い支援をよろしくお願いします。

# この二年の災害をのこ

●全造船佐野安船渠分会 安全部長 高瀬忠一

皆さんあけましておめでとうございます。造船不況下の現在、資本側はコストダウンと多能工化にやっきになつて居ますが、それに比例して労働災害多発

のおそれがあり、私達働らく者は、あぶないと思つたら仕事をしない。又、危険箇所は直させる位の気持ちでいかなければ労働災害はなくならないと思いま

す。

この一年は災害の目標に頑張つていきたいと思ひます。皆様もお元気で、災害のない年でありませうお祈り

り申し上げます。私も安全部を受け持つて日も浅く、安全をモットーに努力していきます。皆様の指導もよろしくお願ひします。

# 社会体制変革に向けた 団結強化の斗いとして

●全港湾関西地方労組対 事務局長 津川万吉

オ三世界人民の国家の独立・民族の解放・人民の革命を求めるといふ高揚によつて世界の資本主義はあらゆる面において行き詰まり、資本主義そのものの危機・崩壊へと進んでいく中で、日本の資本と政府はその歯止めを行つたために、働く者に対して弾圧政策を強化して

このような情勢の中で日本は労働組合の斗いが、資本主義の危機という我々にとつて有利な情勢を適確につかみきれずに右往左往しながら右傾化している事は残念でならないと同時に、我々の危機にかける事を恐れているものであり、全港湾関西地方労組対はこのよ

と健康を守る闘いを、労働者の意識変革の闘いと位置づけて社会体制改革に向けての組織的な団結強化の闘いとしています。

## 闘いの前進は現場

### の斗争と思想強化から

現在、我見されている労災職業病は列島改造・重工業中心・貿易保護政策等々の独占企業中心の政策から労働者が大きな被害を受けた結果の現いであり、それだけ収奪された記録でもあります。

だが、全国の各種労働組合の幹部の中に、労災職業病斗争の重要性は口にしながら幹部の椅子を守るために反対している幹部がい

に多いかは驚くほどであり、「労災職業病斗争ははね上りのやる事だ」とけんめいに宣伝している事をみても明らかである。そして真に労災職業病から労働者の命と健康を守る闘いは、現場労働者の闘う思想づくりと現場に於ける労働者の現場斗争を強化する以外に発展・強化できないものである。資本・権力の弾圧・重圧をはねのけて闘いざるを得ず、日和見幹部との闘いを進んで行わなければならぬ事をキモに銘じるべきであります。

## 基礎をもとに

### 次の発展を!

全港湾・関西地方労働

対は地域の闘う仲間と共同して、関西労働者安全センターの設立から発展、私浦診療所の設置を闘い取ってきたものであるが、この闘いは一つの基礎づくりであつたし、組織内に於ける意識変革の闘いにも一定の前進の兆が見え始めた事を基礎とし、次の発展（労働

環境測定・健康診断・ハリ・キウ学習の内  
容強化・行政斗争・意識変革斗争の強化のできる施設の設置）に向けて闘いを前進させるよう斗争を続けたいと願っています。



# 大分労災斗争の経験を 全支部の経験に?

● 全港湾建設支部 治水分会

各地で命と健康を守る闘いを力強く進めていく皆さん。昨年の不況とインフレは今更さうに深刻になり、雇用が倒産か、とどの企業資本家も労災・安全などかまわっていかない

と、労働者の健康など無視するであろうが、我々は自分の体は自分で守ろうと合言葉に闘いを進めなくてはならないと思います。

さて、私達は安全センターと大分労災斗争

を通じて交流を持ちつる年になりませんがセンタ一の運動をまだ真に自分達のものにしていていませぬ。又、大分斗争（崩壊）は、大分労基局では前例がないと言われた脳卒中を再審で3年の斗争の末に崩壊認定させることができ、それにより我々は一人の労働者の死を行政に、企業が命をうばった事を明確にする事ができました。何よりも

残された家族の生活を充分ではないが一定の補償を取り、又、企業に對しても企業補償をとりつける手がかりをつかむ事ができました。しかし、我々は、ただ一度の経験で力量不足ではあるが、この斗争を分党内はもとより支部内にすら生かし得ていない。

かには克服していくかが我々の課題であり、いかに力量を高め、地域へ結合して行くかを考えたいものです。まずそのためにも安全センター、あるいは専門家等の交流の場へ出向くところから今一度初めに帰り斗っていきたいと思えます。まだまだ斗争を進めなくてはならない。目前の課題は多くあり、ますますは年頭所信とします。

の存在を、そういう観点からも非常に大きなものと考えていると同時に、意義深いものとしてとらえている。

工場再開・全員雇用を要求し、斗い続ける私達が斗いへの一定の展望と確信を持ち得たのも、崩壊斗争における成果に自信を得たからでもあります。私達の崩壊斗争を当時支えてくれた若い人たちが、今も安全センターの中心として活躍してくれているのは、非常にうれしいことです。

仲間たちの犠牲があまりにも夥しいことに、気付いた現在、私達の方途は決定している。斗いは止めばならない。

# 私達の方途は

## 斗いあるのみ

● 全金京滋地本 三豊豆工業支部

現在のようは構造不況下にあつて、労働者階級へのしゆ寄せは目を覆うばかりである。言うまでもなく、経済

大団へ砂上の楼閣であるが、と呼ばれる今日の日本を築いたのは、他ならぬ労働者である。しかし、その楼閣の陰

で犠牲となつていった名もなき多くの仲間たちの累々たる屍に、どれだけの人が心を留め得ているだろうか。労働運動で労働災害や職業病に對する取り組みほど立ち遅れているものはないのではなからぬ。私達は、設立以来5年目を迎えた安全センター



# 資本の組織破壊攻撃が

## 闘う確信を更に深める

● 全金大阪 岩井計算センター支部

昨年は我支部にと、  
ては極めて困難な試練  
の一年であつた。即ち  
同盟御用之組の結成、  
同盟系労務屋の採用で  
年が明け、一昨年より  
打ち続く賃金遅配は同  
盟との差別扱ひという  
形で一層露骨なものとなつた。又NI分室用  
鏡も新たな局面に入つ  
ていた。我支部は敵の  
兵糧攻めを利用した人  
減らし合理化に對して  
断固とした闘う体制を  
堅持し、支部の泊込み  
対NIヒラまき、対取  
締役宅抗議ビラ、地労  
香斗争と戦線を拡大し  
反撃した。

昨年我支部にと、  
労働者をきたえる」と  
いう言葉を身をもつて  
体験し、主体的な闘う  
部分に更にその確信を  
深める事となつた。敵  
資本は更に労務屋を中  
心として我支部内に組  
織介入し、弱い部分を  
狙つて分裂策動を行ひ

組織破壊を企んだが、  
闘う部分を中心とした  
断固たる体制で反撃し  
てきた。

こういふ攻撃は一  
連の計画的なものであ  
り、敵の狙いはまさし  
く我々闘う労働者の組  
織破壊にある。様々な  
合理化攻撃は即自的な  
搾取強化という事であ  
らうが、より組織破壊  
の手段として使われ  
ているという点を見逃  
がしてはなるまい。

# 労働者無視の行政 に對し共に闘おう

● 全金大阪

大阪垂釣支部

労災法改悪反対、被  
災者無視の年金移行反  
対の運動と共に闘つて  
いる組織労働者の皆さ  
ま、及び被災者同盟の  
皆さま、7月中は当支

部の労災認定斗争への  
御協力と同業種の仲間  
の認定斗争に側面から  
の御協力を賜り、深く  
感謝し、あわせて昨年  
も、労働者無視、被災

敵資本は依然として  
分裂策動・合理化攻撃  
をなしくずしに強行  
しようとしているが、  
我々はこの向の攻撃に  
対し闘う中で、サラリ  
ーマンの労働運動から  
日常的な階級性のある  
労働運動へと一歩前進  
し、闘う確信はまさに  
断固としたものになつ  
てきている。本年も斗  
う組織・個人との連帯  
を求め、更に団結を固  
めたい。

者無視を履行する労基  
署に對する抗議行動に  
は支部を挙げて反対す  
る立場からこれらには  
多数参加させて頂き、  
共に闘つていき、労働  
者・被災者同盟の仲間  
と共に連帯し闘つてゆ  
く事を決意し、年頭の  
抱負と致します。

# 一つの労災認定の成果は 次の勝利の足がかり

●全金大阪 オエム工業支部

働く労働者の生活と健康を守ることを基本理念に日夜奮闘される関西労働者安全センター・被災労働者同盟・診療所の皆様と共に、意志を同じくして此の運動に賛同され、物心両面に亘る御支援の多くの組合支部の皆様から敬意を表します。

当オエム工業支部は才之組合を抱えての苦しい闘いの中で、昭和51年7月19日夜勤勤務につくため通勤途上に脳出血で倒れ、8月8日死した支部員和田春義氏の労災認定のための労基斗争と並行協の支援のもとで、

大阪垂鉛・安全センターの協力を得て業務上外認定申請書を作成し、52年5月24日阿倍野監督署に提出し、そして6月8日、6月16日の3回にわたる労基との団体交渉を、多くの支部組合員並びに被災者同盟の皆様御支援に依り行い、6月16日事実上の認定が確約されました。此様に今迄脳卒中が完全私病として処理され、企業側の利益追求のため労働者の健康破壊を業務上として、又職業病と認定しなかつた労働行政の厚い壁を打破出来たのは、働く者が健康と生活を守ることに目覚め、安全センターを中心に多数の皆様が強い努力の結晶が実を結んだからです。

労働行政を追いこみ、労災認定を認めさせて労基斗争を勝利へ導いた事が、将来へ向けての企業側の健康管理のあり方、及び労働行政の指導性両面に警鐘を与えることになって労働者の健康破壊の速度が緩和されるなら、

もし不幸にして犠牲者が出ても、此の斗争の実績をもとに斗争を展開し、勝利へ導くことが容易であることと思われ、

当支部員和田春義氏の認定勝利は大きな意義を持つものであり、今後安全センターを中心に一支部でも、一人でも多くの考えを同じくされる方の結集を希望いたします。

## 労働者を機械部品の様に扱う 目益のやり方は許せぬ

●全金大阪 日立メデイコ支部

私達は日立独占の中にあって、少数ではありませんが全金の赤い旗を守って闘う労働者です。

私達は長い間、パートとして低賃金・不安定な位置におかれ、資本のやりたい放題に泣かされてきましたが、昭

和50年10月、一方的な首切りに対し、「私達を労働者や、差別するな！」と機械の部品やないぞ！首切りをやめろ！」と起ち上がり労働組合を結成、全国金庫に加入し、本工化・労災保障等を勝ち取りました。その中で、本工組合日立メデイコ労組（電機労連）より青年労働者が脱退、全金へ加入してきました。しかし、敵は独占日立ゆっくりする間も与えない矢つぎ早の攻撃の中で、現在私達は少数ながら労働者の魂を守る闘いを堅持していま

## 医療器具製造現場の労働者の実態は…

そのようなかで昭和

51年、長い同男仕事と言われるしんどい仕事に従事し、シンナー・アールダイト等の薬剤を素手で扱うため手のつめははがれ、指がまがり、のどがやらい、又手指のしびれを訴える全金の組合員伊藤さんの労災認定への闘いととりくみました。伊藤さんは入社以来腰の痛みや肩のつまり、手指の荒れへひどい時には指先がザクロのよう

に割れていたのを訴え続けてきました。会社は「悪い様にはしな

いからがまんしてくれ

しだとか」「年のせいや

ろ」「体質やろ」と取りあわず、個人の責任になすりつけていました。私達はこれは一人伊藤さんの問題だけでなく、健康を守る医療器具メーカー装置を製造

する日立メデイコにある、その働く労働者の健康をむしばむ作業を押しつける日立独占の労働者管理を暴露したものであると考え、組合として秋斗とも結合して取り組みました。会社は組合とのまさつとさけたい事や、現実

に誰が見てもエゲツナイ作業をさせていた事から、長い間無視し続けてきた伊藤さんの喉頭炎・手指湿疹・頸肩腕症についての申請を行い、通院費についても支給を全額からとり

ました。

一方、伊藤さんのしていた仕事は、時には15kgものドラムをかかえて移動させたり、階から階へ長いケールを持ちこんだりと、極端に腰に負担のかかる仕事で、入社す

るまで全く腰痛など知らなかったのに、一年もすればコルセットが必要になるという程きついでした。毎年寒くなってくるにつれてきて医者にかか

る事が多く、職場でも許さず、ついに耐えかねて組合で話をし、松浦診療所に診療・相談に行く事になりました。

## 腰痛の認定もかちとる！

その中で、関西労働者安全センター・被災者同盟の方々の指導・支援をうけ、1月10日会社に意見書をつきつけ、労災申請の協力を

要請しましたが、「そんな事を聞いた事はないか、たし」伊藤さんの個人の事かもしない、よく調査しないとよく煮えきらず協力をえられず、独自に労基局と話をする中で労災認定の確約を得ました。私達は伊藤さんの腰痛の労災認定が、関西労働者安全センター被災者同盟の方々の今までのきびしい闘いの中で築かれてきた大きな力でもって勝ち取れた事に感謝すると共に、私達自身が、具体的な闘いを取り組む中で学んでいきたいと思えます。

斗いはこれからです。私達は伊藤さんの腰痛認定の勝利を全工場の労働者に広げ、日立独占の労働者を機械の部品の様にしか考えない

やり方を鋭く追及していきたいと考えています。今後とも、皆様の御

指導・御鞭撻の程よろしく御願ひします。

# 我々の、安全に対する 確固たる思想の確立を

● 全石油セラル石油精製片組堺支部

稼働以来10年以上たった石油精製装置は、老朽化とみられるパイプの穴あき、ヒビ割れなど、重大事故に継ぎつらフルが頻発し、今後この種のトラブル発生は太いと考えられ、本分は老朽化対策が急務となっている。

石油精製装置は稼働率を上げるため、決定的な欠陥が発生しないかぎり年に一度定期的な装置を停め、前述のような箇所を補修をは

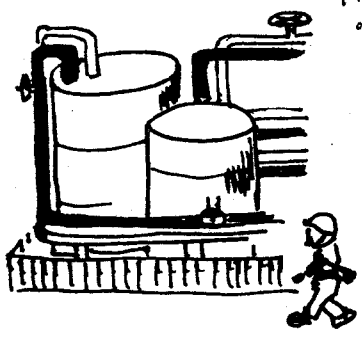
じめ、予防保全工事等の定期修理を行うのが普通である。

石油精製装置を一日停めれば何百万円の損といわれるように、定期修理短縮は資本の側の最重要目標の一つであるところから、前述のような老朽化した装置でありながら定期修理の期間が年々短かくなってきた。

このような資本の攻撃に対して我々の側の確固たる安全に対する

思想を確立し、「不注意識」をはじめ思想攻撃を論破せねばならない。そのためには、日常的な作業をとおして、労働者としての視点・基準などを労働者が考える仕事を追求していくものと思わなければならない。

労働災害はゼネラルでも下請労働者に集中している。下請労働者の災害をなくす事は、即我々の安全に結びつく。構内で働く全ての労働者の安全確保のため、全力で取り組みたい。



認定から二年

# 今年こそ前向の活動へ

● 全石油スガモビル大阪 松岡浪子

新年あのでございませぬ。早いもので私の頸腕炎病、労基署交渉、労災認定から二年たちました。この間何も知らない私達に交渉のイロハから御指導いただき、一か目強という短期間で認定をかりました。本当にありがとうございました。この労災認定をもとに、会社責任を語めていく段階で、私自身に妊娠、出産ということがあり、責任所在の語めが先ずぼまりになつたことを反省しております。自分自身先の見通しが立たなかつた段階で、誰と話をするこ

ともなく、全てに目をふさいでいたという状況があつたからです。この時期何度会社を辞めようと思つたことか、こういふことではいけないと思ひながら、ただ会社を辞めることは絶対的に敗北になるの

でふんばつてきました。今年からは会社を辞めないだけという消極的な姿勢でなく、なんでも自分はオ一組合に居るのか、そこで何を為すべきなのか、そして何が本当のことかを見ぬく目をやしない、ゆつくり、じつくり、よたよたしながらもやつていきたいと思ひます。

## 取場に根ざした 労災斗争を強めよう

● 全国一般 大阪一般合同労組

当労組はここ数年来生命と健康を守る闘いとして、労災取業病斗争を重要な闘いの位置付けで取組んできまし

しながら資本側の弾圧をはねかえし、闘いの深化と持久化を進めてきたことはその象徴的なものです。

又 都島友の会支部において、一九七五年五月、当時、過酷な保田労物と劣悪な設備施設のたの、取業病(筋々、慢性腰痛、頸肩腕障害)となり休業していった阿佐保母を不当にも解雇するという攻撃を契機にして、組合を結成して、理事者側のなりふり構わぬ組合弾圧に對する闘いとあわせ、労災取業病斗争を闘つてきたことは周知のことです。

この他にもさまざまに闘いをすすめていませぬが、まだまだ十分な取組みがなされておらず、はいえませぬ。このための、闘いを全



支部において浸透させるための一環として、「労災等企業特別補償」を統一要求として叩きつけ、闘いをすすめるにあわせて学習と教宣をすすめていきます。

今後も、取場に根ざした闘いを強め、積極的に労災取業病斗争にとりくんできいく深意です。

# 仮処分裁判も結審へ 厳しさをほむしる今から

## ●大阪一般合同労組 都島友の会支部

都島友の会支部の闘いも今年で二年目を迎えました。不当処分、不当配転、差別、いやがらせの中で闘い続けられたのも、多くの支援に支えられてのことと感謝していきます。

闘いの厳しさはおそろしく今からであらうと新年を迎えました。不当解雇撤回の仮処分裁判も一昨年九月に提訴

し、今年の1月20日、15回目の審理を終え、次回2月22日で結審となります。

「福祉」のギマンとその裏でどす黒い名声と管理追及に意欲をもやす「福祉人」比嘉周子の姿はますます鮮明になりつつあります。

闘いは今や正念場にあたり、予断は許せません。更に強い団結と信念で

勝利を目指し頑張りたも支援をよろしくお願いと申します。今後といたします。

# 持久戦維持体制を

## ●全国一般 ヨネミヤ労組

七七年二月二十八日、組合つぶしの偽装破産攻撃を受けて以来、取場再南、原取復帰をあくまで求め、取場実力占拠、自主管理により闘いを維持している。

私達はこの一年近くの闘いの中でかけ値なしの最低生活を強いられた自分達で資本主義秩序の中で生活費の捻出を引き受けながら、地域の闘い、争議支援、政治課題などに極めて不十分にか取り組めなかつた。そのことがすでに破産法攻撃の重

要な中身でもある。この中で組合内部に様々な当然なる錯誤を生み、日常の眼前に敵が不在であることにより要求される理論武装の必要性を痛い程思い知つた。

しかし、ともしればその理論が自らの取場と生活を守りぬくこととの連結の上に立たず、正しかるべき理論が又別の理論と競合するところ、労働者は立ち止まてしまふ。

今私達は、破産倒産解雇、合理化、労災、権利圧殺、暴力労政、

差別分断等々取場の斗  
いと、労働者自身の手  
で生活を共同してうち  
たて、政治に向くと  
いうトータルな形を何  
としても創らねばなら  
ないだろう。

全金全港湾の仲間、  
そして関西労働者安全  
センターの諸先輩が返  
べらわっている、広範な  
労働者による斗い、健

康、衣食住、行政斗争  
政治斗争、一切への共  
同した陣型が切実に求  
められているのである。  
ヨネミヤ労働組は諸先輩  
の教えをえて今後も努  
力したい。

ヨネミヤ資本の別会  
社での経営活動を許さ  
ず、取場再開、原取復  
帰まで斗うぞ、奥カ斗  
争で斗うぞ！

# 抵抗斗争こそ 安全確保の道

## ● 住友電工斗う労働者有志

昨年度、住友電工の  
私闘斗う労働者にとつ  
て、一昨年から進めて  
きた故高松登氏の労災  
認定斗争に勝利したこ  
とは心から喜ぶべきよ  
い年でした。安全セン  
ター、全港湾、地域労

働者、被災者同盟など  
多くの皆さんの御支援  
によって斗えたこの斗  
争は何を私闘に残した  
だろうか、  
所属している労働組  
合が会社べつヒリでい  
るとき、組合があかん

言うてもあかん、悪い  
のは他でありどうしよ  
うもない。そんな時、  
人間一人が取場で死ん  
だ。永い年月を会社で  
残業に残業を重ねて体  
をだめにした。停年前  
の先輩が死んだ。会社  
内で死んで労災でなか  
ったら何や、そこから  
始った。何とかせなあ  
かん、誰か、誰もあら  
へん、そんなことない  
自分が居るやないか。  
そこから始った斗い  
が皆さんへ引きかける  
エネルギーとなったと  
思います。カと知恵の  
連帯で、労基署とどの  
うしろにかくれようと  
した住電資本を押しま  
くった。

多くの仲間は「労  
災ではないかし」という  
疑問を必ずよみがえら  
せてくれるだろうし、  
労災認定の要求を押し  
出してくくれることは同  
輩している。  
新しい課題は私達が  
労働災害に突しては会  
社の先手をとうなけれ  
ばならないということ  
だと考えます。そのた  
めには取場に斗う仲間  
が必要であるし、会社  
内外における労働者の  
命と健康のことは、労  
働者を常に結びつけて考  
える努力を押し進めて  
いくことだと思えます。  
南大阪労働者診療所  
を中心とした針学習な  
ど先進的な労働安全の  
斗いを学び、さらに住  
友電工において、私達  
は抵抗斗争が安全確保  
を支えるという基本的

な意志確認を新しい年の決意にしたいと考えます。

皆さん方の一層の御支援、御協力をお願いします。

## 断じて許せぬ

### 労働法労働法の改悪

●大阪地域合同労組 植田マンガン分会

マンガンによる労働者闘争を起すにあたって、安全センターをはじめ、様々な組織団体、個人の方から支援共闘を受けてきた。早いものでもう四年目になる。

この間目立った重要事といえは、労働法労働法二法の改悪である。被災労働者の切り捨て、労働法二法の改悪に計った二法の改悪に対して、有志等による反対運動が盛り上りを促したが、結果的には

押し切られてしまった。

立法府が資本に対して、労働者を売り渡してしまつた。今回の問題を、労働者として肝に銘じておかねばならない。

我々植田満徳分会が孤立した斗いを示してもどうにもならないが、闘う労働者の一員としての立場、価値なら役目を果たしている訳で、今後も連帯した闘い、共闘の拡大を進め、労働者社会の建設に役立っていきたい。

## 病気の階級的視点

### からの見直しを

●京浜労対八リ学習会 川北金男

大阪での針学習会は現在才3期に入り、ますます好評を呼んでい

る。この事ですが、京都でも昨年6月5日に其の才一回目がもたれ

14名の被災者、医学生、労組、活動家が集り、才一回目としては翌日の反省会で「みんな非常

に熱心だ」「他の仲間にはげまされて恐さ

の意見が出るなど好評でした。

被災者同志で針を刺しあえる様に成るには毛沢東思想の針をよく学習され、「病気とはなにかし」と言う事を深く掘りさげて考えるべきです。簡単に「病気」「病気」と言うけれど、熱が出たり、頭が痛むことなどはたして病気でしようか、それを称し

今年に入り才8回目になりますが、当時から見れば参加者も20名とぼつぼつ増えてきました。だがハリ治療がで

きる様になるには、

### 職業病・公害病は

### 階級社会の矛盾

て病氣ということはこの階級社会ではあまりではないでしょう。

熱がでたり、頭が痛むことは生理的異常現象であって、けつして病氣ということではないのです。発熱や頭痛をおこさせる根底によつて、階級社会において病氣とは社会矛盾の反映なのです。病氣とは階級斗争の帰結であり、病人とは階級斗争において傷ついた人々なのです。

さらに、今さゆがいて、職業病・公害病などは、もはやよく、明かというまでもなく、明らかに、階級社会の矛盾が、つくり出したもの、資本家が、搾取階級が、つくり出したもの、

り出したものです。労働者の健康を考えず、無限の利潤を追求する資本家階級が、つくり出したものは病氣です。

### 健康な面がある限り どんな病氣も必ず治る

こうして階級的観点から病氣や病人をみなければ、現在の日本のように治る病氣も治らなく、不治の病氣は永久に不治のままにしてしまふのです。そして社会から隔絶された個人生活、これを自由と称する人もあります。そうした階級社会の矛盾が病氣と病人をつくらせてゆくのです。「治」と「不治」というものはひとつの対立物であり、患者のなか

の根本矛盾で、健康な面がある限りその側面に転化させられれば、どんな病氣でも必ず治るのである。そこで、労災職業病に対する運動は十分やられていますが、針灸医師・針灸師の指導は受けても、針灸師・針灸医師にたよらない、互いに刺し合う針灸治療運動がどの程度全国各地でやられていようか、全国的に見てあまりにも針に対しての関心がなすすぎると思えます。

### 何事にも 思い切りが肝心

これから針を習わねる被災者や健康な人中習者の方々、針とい

うものは恐いものでも、痛いものでもありません。何事にもおもい切りが肝心です。

全国の労働者の皆さん、よりよくも沢東思想の針を習得し、資本主義・搾取階級医学にまどわさぬ、打ち破し、むかい、これを打破し、労働運動に針灸治療運動に、一歩一歩確実に前進してゆきましょう。



# 今年の早い時期に 第一回総会の開催を

## ● 大阪府被災労働者同盟

永久不況といわれ、ちまたでは被災労働者の切り捨てが深刻化する中で、一九七八年の新たな年を迎えました。昨年は安全センターをはじめ、多くの方々の御援助、御協力をたまわりまして心から感謝しております。おかげで様々な問題をかかえながらも、結成以来同

盟員が10倍以上に増え、新たな転換期を迎えました。今年も早い時期に第一回の定期総会を成攻させ、組織的にも一層の飛躍を遂げたいと決意を新たにしております。本年も昨年と同様、同盟に御支援御指導をたまわりますようお願い申し上げます。

# 四期五期と 更に発展をせよ

## ● 労働者針学習会

地域に結集する同志、労働者針学習会も一期の皆さん、新春おめで、二期、三期と無事故でとうございます。関西、修了することができま

した。これらもひとえに関係者各位のあたたかい御支援のたまものと感謝しております。今後更にきびしく努力していきたいと思います。きびしい社会情勢の下、人民のくらしと健康を守るため、四期、五期

六期と更に精進努力を加え、運営にたずさわって行く決意です。ますます御支援のほどよろしくお願いいたします。

運営委員会  
委員長品矢寿佐夫

# 地域の中に 根ざした診療所をめざす

## 南大阪労働者(松浦)診療所

診療所も二年目の香を迎えました。昨年は、第一回の運営委員会総会、健康保険資格喪失との闘い、被災者の方との相談活動、健診部活動、町内会血液型検査活動等への協力など、多忙の一年でした。今年も長期不況の中で、健康保険、労災保険、労安法、労基法の改悪など

をはじめとして、労働者、住民、患者への健康破壊がより一層強まってくると思えます。診療所設立の原点ともいえる役割をたずさず、それを担える体制をつくりながら前進していく決意です。一年半の活動経験を全国で命と健康を守る闘いを進める人々のものとし、ま

「地域の中に根ざし 本年もよろしくお願い  
に診療所に成長してい します。  
きたいと考えています。」

## 再審査請求から一年余

# 必死な運動体制を築き直し

● 岩佐労災支援共闘会議

まず現状から報告し  
ますと、労基局で労災  
認定を棄却され、労災  
保険審査会へ再審査請  
求を行ってから一年余  
り経過し、審査会から  
そろそろ何かの対応が  
あると思われれます。し  
かし岩佐本人及び私達  
共闘会議内の種々の事  
情により日常活動が停  
滞し、通信「原多力労  
災」も長らく発刊され  
ていない状況です。

でいいます。しかも、資  
本マスコミ一体となつ  
た原発推進の裏に被ば  
くが潜在化させられ、た  
りる状況を考え、また  
各地の反原発運動体か  
らのカンパ、激励など  
をもらい、私達の力量  
のなさを自己批判する  
とともに、早急にこれ  
からの運動の方針を出  
さなければならぬと思  
います。とりあえず  
労災審査会に対する準  
備、及び通信の発刊を  
行っていくか悩まならぬ  
と思います。

## 取場での闘いと 学外での活動の結合を

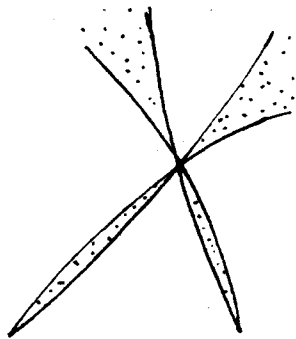
● 京大教官有志

新年あめでとうござ  
います。

本年は全ての局面で  
昨年にも増してきびし  
い年になりそうです。  
京都大学においては  
一とともに、腰痛患者  
(實の食堂で勤務)の  
闘いが続けられさま  
ました。また竹本処分、  
臨時職員問題、授業料  
値上げ、再編合理化等  
多くの問題をかかえて  
おります。そして当局  
は以前にも増して強圧  
的な姿勢を強めてきて  
います。また日本共産  
党は闘う教官に対して  
「暴力教官」「悪徳教  
官」などと党をあげて  
攻撃してきています。

このような状況の中  
で、再内家集団として  
学外での闘いにかかわ  
るだけではなく、自ら  
の取場での闘いが重要  
なものになってきてい  
ると考えております。  
そして、労学共闘、地  
域共闘がより一層拡大  
強化されることを願っ  
ております。

闘う



# 前線から

高松

## 高松でも脳卒中認定斗争始まる

●●●未組織労働者支援に

地域労働者結集●●●

本が快く支援を決定してくれ、更に県評オルグ、労働者側参与も支援を約束してくれている。

才一回労基局交渉で

は、全金地本、県評オルグが支援にかけつけて行政の姿勢を厳しく糾弾した。鎌田さんは「この身寄りのない未七人を何とか救済しようとするのか、ほいめから業務外と決めてかかるのかで全く結論が違ってくる」と最後に力強く発言した。又、全金は引き続き27日にも局に労災認定を強く迫った。

高松でも

脳卒中の労

災認定斗争

がはじまり

去る1月24

日に才一回

労基局交渉

がもたれた。

これは、

瀬道会社で

働いていて

48年6月、

仕事中に脳

卒中発作を

おこして死

した故、

山下小七さ

んの件であ

る。

こうして私病として商

に葬りかけられたのを

遺族の知人である鎌田

さん（全金京滋三豊工

業支部組合員・労災長

期休業で高松で療養中

）が昨年のお盆に遺族

宅を訪ねて偶然知り、

強くすすめて労災申請

をしたものである。

ところが、申請を受

けた大内監督署は「関

西ではどんなに脳卒中

が認定されているか知

らんが香川は香川だ」と

とか、「脳卒中は仕事

をしていなくてもおき

る」とか、「死七半年

前の仕事中の頭部打撲

（こいすら労災扱いにな

たことはない」とかの

予断と偏見に基いて、

一ヶ月もたない9月

16日に却下してしまっ

た。そこで遺族と鎌田

さんは、「こいでは死

んだ山下小七がどうか

救われないでなく、香

川県下の全労働者が救

われん」と不服審査

に踏みきった。

この時点で当安全セ

ンターに協力要請があ

り、足達医師が出張し

鎌田さんと共に独自の

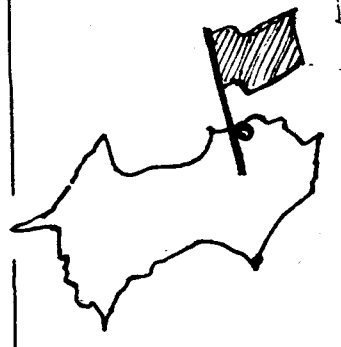
追跡調査を行って意見

書を作成し提出した。

未組織労働者のため

支援体制の確立が大きな課題であつたが、幸

いにして、全金香川地



# 大阪

## 連日の斗い

### 着々と成果を上げる

#### 大阪府被災労働者同盟

大阪府被災労働者同盟は昨年末から今年にかけて、三件の新たな被災認定を勝ち取りましたのでそのたたかいを報告します。

同盟員照屋氏は長年製材所で働いてきた労働者です。昭和34年、丸太をかついでいて腰を痛めて以来20年近くも腰痛に苦しんでいました。が、52年5月にはついに働けないほど悪化してしまいました。暮らしに困ることにになりました。悩みぬいたあげく、知り合いの全金の仲介の紹介で被災者同盟を知り、同盟に参

加されました。そして他の同盟の人々の支援のもと阿倍野監督署と数回にわたって交渉を行い、実に申請後10日足らずで認定を獲得したのでです。

被災事故・職業病に被災しても、会社が労災を認めないために泣かされる被災者はたくさんいます。次の2件はちようどそのケースです。

昨年12月に相談に来られた金さんの場合も作業中に右腕を骨折して以来、会社は一銭の貸金も払わず、労災の手続きも拒否するとい

う全くひどいものでした。私達同盟は金さんの話を聞き、すぐに所轄の阿倍野監督署に申し、行政の責任でこのような会社の姿勢を改めさせるよう強く要求しました。監督署の指導に対して会社はなおも、「金さんは親方であり労災をうける権利はない」と言いながら、かりをつけて認定をしぶっていました。が、同盟の斗いに勇気づけられた金さんは自分が親方でないことを立派に証明して認定を勝ち取りました。

もう一人の花村氏の負った火傷に対し、古市監督署は今年一月、業務上災害の認定を下しました。会社の自家用車の運転手である花村さんは昨年9月、社長と車で送った後、職

務規定に従って車の整備をしていただけ、使用していたガソリンに火が引火して大やけどを負ったものです。当初会社としめし合せてたように健康保険で治療するように言っていた監督署も、花村さん本人を先頭にたてた被災者同盟の、「花村さんのやけどは労災だし」という強い申し立てまっとうな要求の前に、前記のような決定をしたのです。

以上のようにな被災者同盟は大阪府下のほとんどもすべての監督署において連日たかいかいを経ており、着々と成果をあげてきています。





# 大阪

## ついに脳卒中の 労災を認めさせる

総評 大阪水産運輸労組

機関誌42号で既に紹介したように、昨年の春に少数派ながらも、総評・大阪水産運輸労組を結成した斗う労働者は、会社の組合つづし、不当労働行為と日夜苦しい闘いを続ける中で、昨年の夏以降、退取した(させう水た)二名の被災労働者の労災認定斗争にとりくんできました。そして、昨年末、二名とも業務上認定を勝ちとりました。(いざ水も脳卒中)この闘いの勝利は、二名の被災者の権利を確保した点はもちろん、組合員に大きな自信と力を与える、大へん意

### 今後も ガンバロー

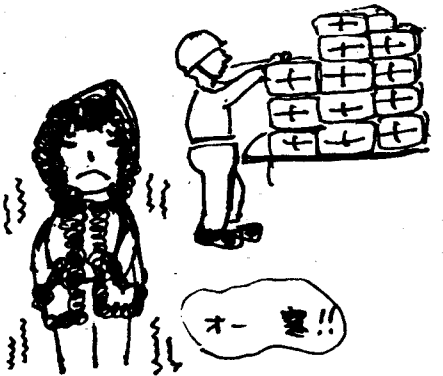
上口道さんは昭和四十八年十二月二十六日朝自宅で脳内出血で倒れ、夕根病院に入院。昭和四十九年二月十五日水産運輸を退社、九州川内市森園病院に転院。昭和五十年六月二十九日自宅療養に切替文、現在苦しい療養生活を続けております。中ノ上道治さんは、昭和五十年十月六日午後七時頃、勤務中脳内

出血で小川病院に入院。その後から九州川内市森園病院に転院。現在病気が闘って療養生生活を続けております。

私達は何とか職業病で苦しんでいる方達を救う道はないものかといろいろ研究もしたり文献を読んだり、先輩とも相談したり、松淵診療所の医師とも相談してとり組んできました。色々とは妨害もあつたり苦難の連続で、時には挫折したりしましたが、総評、安全センター、被災者同盟、全港湾、大阪港にゆく仲間、皆さんの強い御支援がありまして、ついに労災認定斗争に勝利することができました。私達は常に、一人は万人の為に、万人は一人の為に”の思想で大阪港における安全斗争

の歴史に一页をかざることができました。この事実は今も仲間達に大きな変化をもたらす原動力となり、初ましてもなると思っております。

今後大阪港における職業病に苦しんでいる人達を救う運動に努力を続けたいと思っております。斗争なくして勝利はありません、水産運輸にゆく仲間、皆さん、共に頑張りましょう。



# 東京

## 東京でも

### 健保資格回復斗争に勝利

内藤幸子さんは取業病、ケイワンで休職治療中、不当にも昭和49年3月に解雇されまし  
た。会社は業務上の責任をとうないばかりか健康保険さえも使えな  
いような非情な仕打ちをしてきたのです。以  
来、経済的困窮はもちろ  
ろん、健康保険が使え  
ないため病気になる  
も医者にかかれないと  
いう苦痛を強いられ  
てきたのです。

二十五年度厚生省保  
険局長通達「解雇の如  
き係争中の場合にお  
ける健康保険等の取  
扱いについて」に照  
し合わせ「裁判所が  
雇無効の判定をなし  
且つその効力が発生  
している」のである  
から「健康保険及び  
厚生年金の資格を回  
復せよ」と行政に  
働きかけました。

9月26日、事情を  
聞いた厚生省保  
険課は、「25年度  
通達に抵触する  
との見解に立ち、  
行政指導にのり  
出しました。10  
月には都品川  
社会保険事務  
所が会社に入  
り又出版健保  
も会社を

飲んで、保険資格を回復するよう指導しました。

この結果内藤さんは52年10月から保険資格

回復をかつとる事ができました。

(取業病患者ニュース 二五号 7.12 から)

# 長崎

## 組合の独自調査が 会社のゴマカシを暴露

三菱長崎造船労働組合

造船課において昨年7月より採用している「フラン樹脂」が全く無害なのかという問題をとりあげ11月末より団交で論議をかかわってきた。最初会社側は、「毒性はないので素手で扱って大丈夫、使用の際酸と混合するはこの時も爆発の心配はない」との回答をした。そこで長船組で独自に調査・実験をしたところ、市販参考書

にも主成分の「フリッラルアルコール」は有毒液体と明記され、シナーの20倍も毒性が強いこと、又酸との混合で爆発する事実をつかんだ。この事を団交で会社側につまづけた所、翌日、組合の指摘どおりと回答し陳謝した。か現場の安全教育はまだ無視されてお  
り、組合は安全が保障されるまでの作業拒否を職制に通告した。

(長船組組務誌No.32より要約)

# ☆とばせ☆ 改悪労働災保障法

昨年11月25日、症状照会未提出者に対して提出命令が出されたが、それ以降労働省の強硬姿勢はますます明らかになつてきている。その間、大阪では12月22日に大阪労基局との大衆交渉

見せたが、年明けに被災者同盟は今後の闘いに期して照会の提出に踏み切つた。一方東京では阻止案を中心にして提出拒否の闘いが続けられていた。当局に被災者切捨ての意図がある限り闘いは決して終わらないのだ。

~~~~~

大阪

## 12.22 大阪労基との

### 大衆交渉をかちとる

求し続けてきた大衆交渉がここに至つて実現したことは大きな成果であると思われ。

昨年12月22日、被災者同盟などで組織する労災法改悪糾弾実行委(岡田義雄代表)は約60名の参加で大阪労基局と交渉を行った。昨年夏以来実行委が要

交渉に先立つ12月12日、実行委は今までの主張を7項目にまとめ、これを要望書として提出した。内容は11月25日付の症状照会提出命令の件から、昨年夏

以来労基署・局に一斉に貼り出された「集団陳情お断り」の貼紙の撤去に至るまで多岐にわたっている。交渉はこの要求にそつて行われたが、局側がこれらに否定的な回答を示したのに対し、労組・被災者からは夏以来の弾圧に対しての激しい追及が行われた。

時間切れで交渉は中断したが、局は今後とも交渉を続け、問題解決のために努力することは確認した。

### 被災者同盟“届”

#### の提出を決める

大阪府被災労働者同盟は、労働省の補償差止の掲喝にも屈せず症状照会の提出を拒否して闘つてきたが、大衆交渉をからつたこと、同盟員の不利益処分がない点を確認されたことなど大阪局の姿勢を一定評価し、去る1月24日、不満を残しながらも症状照会の提出に踏切つた。

# 東京

1.24 東京労基局交渉

## 規則をふりまわして 届書」を強要

— 労災法改善阻止実行委員会 —

1月24日、東京労基局と交渉をもち、昨年12月14日にひき続いて「症状照会」へ年金かかっているの不当性を述べた。

阻止定は「不当な症状照会の強要」提出命令をやめよ。石田前労働大臣の国会答弁でケイワシ、腰痛、むろろ海等治る可能性のあるものは年金の対象としないことと言明されている。また、労働省が出した施行規則（基発ノ92号通達）でも年金（基発ノ92号通達）でも年金非該当の基準がハッキリと定められている。にもかかわらず、明らかに年金の対象でない被災者にもまで年金のための「症状照会」を強要し、給付さしと同等の同情をかきつけるのは全く不当であり、行政権力の濫用だ。被災者をおたずらに不安におとしめることは直ちにやめよ」と強く申し入れた。

しかし、千葉労災管理課長は、相かめらざるのひらき直りに終始し、被災者の要求をいっさい聞こうともしないのである。千葉は、「規則で決まっている。出してもらうてがうでない」と年金かどうか判断できない。全国を一性をもたせるための書式が決まっているので出してもらう。法律の濫用ではない。これが原則だ。東京労基局は断固として原則どおりやる。本省の指示どおりにはやるしかない」と完全に居直った。

次に「定期報告」について説明を求めたところ、「ノ92号通達に基つき1月12日付で全国一斉に出した。事務処理について事務連絡が出されておられ、年金4号の書式を用いるよう指示されている。ノ92号の症状届書」と同一である。この報告書は、

短期給付継続か年金かかっているか判断材料にする。療養開始後ノ92号以上経過した休業者（休業補償請求者）全員に送付した。前回「症状照会」を送付した者にも再度送付している。規則（施則19条の2）で決まっているので従って欲しい」と説明してきた。

「リハビリ中の被災者、リハビリ就労可能者はどう考えても年金にはならない。何故、報告書を提出しなければならぬのか」との追及に対しては、「昨年4月には「症状照会」の対象外としたが時間が経過しているし、症状が悪化しているかもしれない。だから報告してもらおう」とすでに就労していても、年金の対象にしていくといった被災者切り捨てる姿勢をむきだしにしている。

「提出命令」に對する不服申し立て通告、局長交渉を要求し、「定期報告」に對しては再度検討した上で交渉をもつことを確約させた。

# 11月分会計報告

## 収入

|     |        |
|-----|--------|
| 会費  | 106400 |
| カンパ | 195450 |
| 機用誌 | 63160  |
| パンフ | 6300   |
| 資料代 | 320    |
| 計   | 371630 |

## 支出

|     |        |   |
|-----|--------|---|
| 事務費 | 50938  | ① |
| 活動費 | 36600  | ② |
| 機用誌 | 54300  | ③ |
| 郵送費 | 24690  | ④ |
| 人件費 | 220000 | ⑤ |
| 計   | 386528 |   |

11月分収支 -14898  
 先月からの  
 繰り越し 349809 (+)  
 12月への  
 繰り越し 334911 //

- ① 11月分部屋代 電気 新田  
 10月分ガス代 更紗 等  
 ② 10月分電話 事務局員定期  
 香川出張費  
 ③ 41号印刷費 封筒  
 ④ 42号機送費 振替手数料  
 ⑤ 10月分人件費(4人分)

# 12月分会計報告

## 収入

|       |         |
|-------|---------|
| 会費    | 308900  |
| ① カンパ | 1056938 |
| ② 機用誌 | 174150  |
| パンフ   | 4730    |
| ③ 資料代 | 30147   |
| 計     | 1574865 |

## 支出

|     |         |   |
|-----|---------|---|
| 事務費 | 127390  | ④ |
| 活動費 | 88290   | ⑤ |
| 機用誌 | 45300   | ⑥ |
| 郵送費 | 22585   | ⑦ |
| 人件費 | 880000  | ⑧ |
| 計   | 1163565 |   |

12月分収支 +411300  
 先月からの  
 繰り越し 334911 (+)  
 1月への  
 繰り越し 746211 //

- ① 冬期カンパ及び定期カンパ  
 ② 斗争勝利カンパ  
 ③ コレ 実費、シラ印刷費等  
 ④ 12月分部屋代、電気・水道  
 11月分ガス代、11月分部屋代  
 フォックス月賦、文房具  
 ⑤ 11月分電話 事務局員定期  
 香川出張費(2人分)等  
 ⑥ 42号印刷費  
 ⑦ 43-44合併号機送、振替手数料  
 ⑧ 11・12月分人件費 及び  
 一時金(2ヶ月分)(各4人分)

会員・読者の皆さんへ  
 カンパをいただきました

ありがとうございます。

組織としてカンパはとり組んで下さった所、  
 会員・読者などの個人でカンパを送って下さった  
 方も、左記の報告のように冬期カンパとして、

合計40万円程がセンターに寄せられました。  
 勝手ながら事務局員の一時金にも充当させて  
 いただきましたが、残り分は次のセンター活動  
 の昇躍の為に有効に使わせていただきます。

## 次回研究審実議会は

日時 2月18日(土) 午後5時から  
 テマ 農業裁判について  
 場所 松浦診療所 Tel 06-574-8010

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

第45号

昭和53年2月4日発行（毎月一回30日発行 但し2月は28日）

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

**(株) 千里印刷 06-351-1127**  
大阪市北区天満橋筋5-19-4